

信用保証委託契約変更契約附帯契約書(民法(債権関係)の改正関係)
(併存的債務引受)

群馬県信用保証協会 行

令和 年 月 日
西暦 ※必ず日付をご記入願います

※新委託者欄・現委託者欄・連帯保証人欄は必ず本人が自署のうえ、実印を押印願います

新委託者 (甲)	本社または住所
	フリガナ 法人名
	フリガナ 氏名 または 代表者名

現委託者 (乙)	本社または住所
	フリガナ 法人名
	フリガナ 氏名 または 代表者名

連帯保証人	住所	住所
	フリガナ 氏名	フリガナ 氏名

別に差し入れた信用保証委託契約(以下「原契約」といいます。)の変更契約(以下「変更契約」といいます。)は、変更契約の定めにかかわらず貴協会が変更を承諾した日をもって成立するものとし、変更契約が令和2年4月1日以降に成立するときは、委託者および保証人は変更契約に附帯して、次の各条項を確約します。ただし、令和2年3月31日以前に原契約あるいは原契約について保証人を加入させる契約により保証人となった者(以下「改正前保証人」といいます。)には、第2項を適用しないものとします。また、乙が令和2年3月31日以前に原契約あるいは原契約について委託者を加入させる契約により委託者となった場合には、改正前保証人との間に限り第2項を適用しないものとします。

1. 原契約から生じる債務について第三者から弁済の申出があったときは、委託者の意思に反しないものとして取り扱うことに、委託者は同意します。
2. 原契約から生じる債務について、委託者または保証人の一人について消滅時効の更新、完成猶予、または時効の利益の放棄があったときは、すべての委託者および保証人に対しても、その効力が生じるものとします。
3. 委託者および保証人は、貴協会と引受人となる者との契約により、原契約から生じる債務(保証人が委託者と連帯して履行の責を負うものを含みます。)を引受人が免責的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

協会使用欄

保証 番号	
----------	--

(令和2年4月)